

## 栃木県入札適正化委員会（第1回）の概要について

- 1 開催日 平成29年6月30日(金) 午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 阪田 和哉 宇都宮大学地域デザイン科学部准教授  
委員 小野 民樹子 弁護士  
委員 齊藤 弘江 建築士  
委員 藤島 博英 足利工業大学工学部講師  
委員 横須賀 徳博 弁護士  
(委員5名中、出席委員5名)
- 4 審議対象期間 平成28年10月1日から平成29年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 1,198件  
抽出案件 5件  
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)
- 6 議事等の概要

### (1) 報告事項

#### ア. 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。  
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。

#### イ. 抽出事案の選定理由について

齊藤委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

### (2) 審議事項

#### 1 「総合スポーツゾーン新スタジアム新築工事」について

- ・工事箇所 宇都宮市西川田2丁目
- ・県土整備部スポーツゾーン整備室発注（一般競争入札：特定調達）

#### 2 「一般国道400号下塩原第一橋梁（仮称）PC橋上部工建設工事」について

- ・工事箇所 那須塩原市金沢
- ・県土整備部道路整備課発注（一般競争入札）

#### 3 「板室発電所クレーン上屋屋根等修繕工事」について

- ・工事箇所 那須塩原市板室896
- ・企業局今市発電管理事務所発注（指名競争入札）

#### 4 「植栽工事 総合運動公園その4」について

- ・工事箇所 総合スポーツゾーン 宇都宮市西川田
- ・県土整備部公園事務所発注（指名競争入札）

#### 5 「県営西川田住宅2号棟外壁補修工事」について

- ・工事箇所 宇都宮市八千代1丁目15-2
- ・県土整備部住宅課発注（随意契約）

### (3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

#### 【審議事項1について】

- Q 入札参加者の必要な資格について、構成員はAクラス以上に設定したとのことであるが、栃木県内に当該資格を満たす業者は何社あるのですか。
- A 166社です。
- Q 入札参加者が2者しか無かったことについてどのように考えていますか。
- A オリンピック関連事業などの影響もあり参加者が少なかったのではないかと考えています。
- Q 施工体制評価点が0点の者がおりますが、記載に間違いはないでしょうか。
- A 施工体制評価は、低入札調査基準価格を下回った金額で入札を行った者に対して行います。今回は該当者はおりませんので、0点で間違いありません。
- Q 落札者決定の方法を教えてください。

- A 標準点の100点は、基礎点として参加者に付与されます。その後、技術提案を審査し、加算点を算出し、技術評価点を入札価格で割ることにより評価値を算出します。
- Q 予定価格を超過し、入札が無効であった場合に、評価点が調書に記載されないのですか。また、評価点が落札者より高いことによって入札結果に影響があったといえますか。
- A 調書には記載されません。また、評価点は両者ほぼ同点でしたので影響はなかったと考えております。
- Q 無効になった入札者の工事費内訳書について、提出はされていましたが、また、どの部分が設計価格を超過していましたか。
- A 提出されておりますが、無効になった入札者の工事費内訳書の分析は行っておりません。

【審議事項2について】

- Q 入札参加形態について、特定建設工事企業体による参加とし、構成員の数を3者としていますが、根拠を教えてください。また、既に発注されている特定の工事の落札者でないことという条件を設定している理由を教えてください。
- A 通常は2者JVですが、紅葉シーズン等には多くの観光客が訪れること、橋のかかる位置の下には自然遊歩道が存するなどの理由から、地域に精通している県内業者を1者追加しました。なるべく多くの業者が参加できるように配慮する意味合いもございます。
- Q 既に発注されている同工区の3つの工事があるとのことでしたが、全て完了していますか。
- A 9月に完了予定の工事が1つあります。
- Q 入札参加者数が2者ですが、競争性を確保する意味で妥当な参加者数でしょうか。
- A コンクリートのアーチ橋に関しては実績を有する業者及び配置予定技術者が全国的にも少なかつたため参加者が少なかつたのではないかと考えております。

【審議事項3について】

- Q 1級の技術職員数が1名しかいない会社で、指名されている業者と指名されていない業者がありますがなぜでしょうか。
- A 指名されていない業者は、格付基準点数順位が低い業者となっております。
- Q 指名業者数を増減することがあるのですか。
- A 事情がある場合に、2者を限度に増減する場合があります。今回は増減は行いませんでした。
- Q 1次選定はどのように行ったのですか。
- A 那須塩原市に本社を有する格付けがSA又はAの業者が13社あり、それらすべてを1次選定しました。

【審議事項4について】

- Q 工事成績について具体的に説明してください。
- A 前年度75点以上の点数を有している業者にマルを付けております。マルがついていない業者は造園工事実績自体がありません。
- Q 指名業者数を10者とした基準は何ですか。
- A 県内のA級の造園業者(77者)の中から、前年度の受注実績、今後の発注予定工事量なども考慮し、今回は10者を指名しております。
- Q 工事名が「その4」ということであるが、「その1、その2、その3」の工事と比べて工事規模は同程度ですか。
- A 「その1」から「その4」まで1千万円を少し上回る程度の工事規模になっております。
- Q 落札者の次順位者、次々順位者との入札金額の差がそれぞれ5万円となっていることについて発注者の考えを教えてください。
- A 今回植栽工事ということで、植栽にかかる部分の費用の多くは樹木の購入費などであり、入札金額にそもそも大きな差は生じません。今回は、園路上の工事であり安全対策費用において差がでたのではないかと推測しています。

【審議事項5について】

- Q 契約先を選定した理由を教えてください。
- A 契約先は、当該住宅の管理を行っている県住宅供給公社の補修協力業者であり、現場に精通しています。工事の設計書を作成するにあたり情報を得た上で、随意契約としました。
- Q ダストシュート部分の補修工事とのことですが、ダストシュート自体は使用されているのですか。撤去を含めて費用対効果を考慮しましたか。

- A ダストシュートは現在使われておりません。また、費用対効果、工期及び安全性を考慮し今回の工法を採用しました。
- Q 随意契約にあたり、複数者から見積もりを取りましたか。
- A 緊急性があり、複数者から見積もりは取っておりません。
- Q 2号棟以外の建物の補修は行ったのですか。
- A 2号棟以外の建物については補修の必要性がなく、補修は行っておりません。
- Q 2号棟以外の建物について今後補修の必要性が生じた場合に、入札ではなく補修協力業者と随意契約するのですか。
- A 入居者が直接利用しない場所での工事や緊急性がない工事の場合には競争入札による執行を行うこととなります。
- Q 建物に亀裂が入ってしまった原因は地震などの影響ですか。
- A 原因は不明です。建物の上の部分であったため、以前から小さい亀裂が生じていたとしても目視ではわかりづらかったのではないかと推測しています。